

西京極総合運動公園におけるキッズエリア及びドッグラン設置業務 公募型プロポーザル実施要項

京都市文化市民局
市民スポーツ振興室

西京極総合運動公園におけるキッズエリア及びドッグラン設置業務の受託者として最も適した候補者（以下「受託候補者」という。）を選定するに当たり、当該業務の品質を確保し、効果的に実現するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による企画競争を行う。

1 業務の内容

(1) 件名

西京極総合運動公園におけるキッズエリア及びドッグラン設置業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容、履行期間等

別に定める「西京極総合運動公園におけるキッズエリア及びドッグラン設置業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに従う。

2 契約上限額

金 23,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

なお、全て又は一部を問わず、前金は支払わない。

3 プロポーザルの参加資格

(1) 事業者が参加申請書等を提出する日から受託候補者として決定する日までに次のア～カに該当する場合は、応募できない。

ア 京都市暴力団排除条例第2条第1項第1号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員等並びに同条第5号に規定する暴力団密接関係者

※ 応募資格確認のため、京都府警察本部に照会する場合がある。

イ 法人又はその代表者が本市の市税等を滞納している者

ウ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者

エ 法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条若しくは第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者

オ 令和7年度京都市競争入札参加有資格者名簿に登録がない者

カ 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の措置を受けている者

4 応募手続等

(1) 提出書類

次のア～カに掲げる書類を後記「10 問合せ先及び提出先」に提出すること。

ア 参加申請書（第1号様式）

イ 業務実績調書（第2号様式）

ウ 提案書（様式自由）

次の(ア)(イ)について、A4版の両面6枚（12ページ）以内で作成すること。

(ア) 実施方針

仕様書を踏まえ、本業務で求める成果を得るために実現可能な進め方や設置方法等を的確に示すこと。

(イ) 提案項目

以下の4点について、当施設の特性や他施設の事例を踏まえ、具体的に提案すること。

① わかさスタジアム京都東側エリアを活用した子どもや幅広い世代の方が憩い、集える場の設置

② 上記設置後の管理主体や方法

なお、提案が、仕様書中「第3章 管理運営業務の提案」となる場合は加点对象とする。その場合、この項目にて「受託者による管理運営提案」と明示し、運営期間や料金面、運営体制等を具体的に提案すること。

③ わかさスタジアム京都北側エリアを活用した、周辺地域のみならず、広域からも人が集まるような魅力的なドッグランの設置

④ 上記設置後の管理主体や方法

なお、提案が、仕様書中「第3章 管理運営業務の提案」となる場合は加点对象とする。その場合、この項目にて「受託者による管理運営提案」と明示し、運営期間や料金面、運営体制等具体的に提案すること。

エ 見積書（第3号様式）、経費内訳書（様式自由）

仕様書に基づき本業務の見積書を作成のうえ、提出すること。

オ 誓約書（京都市暴力団排除条例及び京都市暴力団排除条例施行規則に係る要綱 様式第1号）

(2) 提出部数

ア 「4(1)ウ 提案書」 : 紙媒体5部

イ その他資料（4(1)のうちウ以外） : 紙媒体各1部

(3) 提出期間

令和7年5月26日（月）午後4時（必着）まで

(4) 提出方法

持参又は郵送することとする。これら以外の方法（Eメール等）による提出は受理しない。郵送する場合は期間内の必着とし、必ず電話等により到達確認を行うこと。

(5) 留意事項

ア 企画提案書等の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容とすること。

イ 提案審査は企画提案書等により行うため、専門的な知識を持たない者でも理解でき

る表現で記載すること。

ウ 「仕様書のとおり」といった記述に終始せず、どのように実現するかを具体的かつ分かりやすく、資料を添付する等して説明すること。したがって、審査に当たり、提案の根拠が不明確、説明不十分で技術審査に重大な支障があると本市が判断した場合は、仕様要件を満たしていないものとみなす。

エ A 4 版の両面（縦横は問わない。）とすること。ただし、図面等は A 3 版の用紙を A 4 版に折り込むことも可とする。

(6) その他

ア この応募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 提案された内容等について、問合せやヒアリング、追加資料の提出を求めることがある。

ウ 失格事項

参加申請書、企画提案書等が次の(ア)～(オ)に該当する場合は、失格となるときがある。

また、受託候補者の選定に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合も失格とする。

(ア) 提出書類、提出期限、提出方法及び提出先に適合しないもの

(イ) 指定する様式及び留意事項に示した条件に適合しないもの

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの

(オ) 見積価格が本市が示した契約上限額を上回るもの

エ 制約事項

(ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全てを提案者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、事業者の選定以外には提案者に無断で使用しない。ただし、採択した提案内容については、受託候補者の許可を得ることなく、本業務の周知広報等に使用できるものとする。

(ウ) 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製することがある。

(エ) 提出された書類について、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。

(オ) 提出された書類は、全て返却しない。

5 本件に対する質問期限及び回答

募集内容について質問等がある場合は、以下(1)～(3)により受け付ける。ただし、他の応募事業者に関する質問には応じない。

(1) 質問期限

令和 7 年 5 月 1 9 日（月）午後 4 時（必着）

期限後の質問は、一切受け付けない。

(2) 質問方法

後記「10 問合せ先及び提出先」に E メールで問い合わせることとする（様式は任意）。

面談又は電話での質問は、一切受け付けない。

(3) 回答日及び回答方法

質問者に関する情報は伏せたうえで、令和7年5月21日（水）までに本市ウェブページに質問及び回答を掲載する。

なお、回答内容については、募集要項又は仕様書の該当部分の追加又は修正とみなす。

6 参考資料の閲覧

プロポーザルへの参加希望者は、本業務の提案に当たり必要な資料（わかさスタジアム京都及びその周辺園路に係る図面等）を閲覧することができる。閲覧に当たっては、以下(1)～(3)に留意すること。

(1) 閲覧期間

令和7年5月19日（月）（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）までの各日午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く。）

(2) 閲覧申請

閲覧を希望する者は、後記「10 問合せ先及び提出先」に記載されている担当者と事前に閲覧日時を調整したうえで来庁すること。

(3) 閲覧場所

「10 問合せ先及び提出先」のとおり。

7 選定方法

応募者から提案された価格、その他提案事項のほか、応募者のこれまでの実績等について、**別紙1**「西京極総合運動公園におけるキッズエリア及びドッグラン設置業務 受託候補者評価要領」に基づき総合的に審査し、本市が決定する。

8 審査結果の通知

審査終了後、速やかに応募者全員に審査結果を通知するとともに、審査の概要（契約候補事業者名、提案内容等）を本市ホームページ等で公表する。

9 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、**別紙2**「委託契約書（案）」及び以下を基本とする。

(1) 契約金額及び内容

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

契約内容は、仕様書及び企画提案書の内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

(2) 選定後の準備

選定された受託候補者は、業務開始時までには実施方法の詳細について本市と協議し、必要な準備を完了するものとする。

10 問合せ先及び提出先

(1) 住所

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

(2) 担当部署及び担当者

京都市文化市民局市民スポーツ振興室（担当 野中、中川）

(3) 連絡先

ア 電話

0 7 5 - 2 2 2 - 3 1 3 5

イ Eメール

sports@city.kyoto.lg.jp